

1 科目内容・目標

本演習では、1年次で得た行政法の知識をもとに、行政法規範の内容がどのように現実化されているのか、その場合にどのような理論的な問題が存在するのかを、具体的な事例の分析を通して理解力・思考力・応用力を身につけることを目標とする。なお、本年度から、公法総合演習1が行政法の分野、公法総合演習2が憲法の分野に変更になったので、注意すること。

2 授業の基本方針

行政法は、新司法試験の受験科目として本来有している難しさに加え、履修配当時間が少ないことから、受験生にとって極めて高いハードルになる。しかし、1年次の行政法講義配当時間は少ないため、行政法全体をカバーすることができず、試験に備えるだけの必要な知識の補充と判例の理解はすべて、本演習に委ね、1年次の講義と2年次の本演習とで、かろうじて論文式試験に備える準備ができるというのが、行政法の授業計画になっている。よって、とりわけ行政法の学修にとって、本演習の持つ意味は重要であることを、十分自覚して欲しい。

(1) 判例演習

演習の素材は各テーマの最新の判例である。下級審判例であっても、学説・判例上重要な論点を扱っている場合は積極的に取り上げる。取り上げる判例は、いずれも雑誌やLLIに登載されているので、予習する場合はこれらの資料を自分で検索し用意して演習に臨んでもらう。内容は新司法試験においては行政救済法のウエイトが極めて高くなると思われるため、特に、行政事件訴訟及び国家賠償法の判例を多く取り上げる。なお、行政不服審査制度、情報公開制度及び住民訴訟制度は、3年次選択科目の「行政手続と法」でまとめて扱う予定である。

論文作成力を醸成するためには、事案に即した理解力をつけることが必要不可欠である。そのためには、本演習において、与えられた判例の事実、法令とその仕組み、原告と被告の双方の主張、判例解説、関連判例、これらを徹底的に予習し、そこからテーマに即した論点を論理的に説明できるようになることを意識して取り組む必要がある。

(2) 事例演習

判例演習において、事案に即した理解力がしっかりとついて論文作成力が備わっていることを確認するために、適宜、事例演習を行う。

3 成績評価

期末試験(70%)と平常点(30%)を総合して厳格に評価する。

(1) 期末試験

事例形式の問題で、各回のテーマの中から出題する。

(2) 平常点

必修科目であり演習形式をとるので、出席は必須である。また、授業中に随時、質問し、あるいは報告をさせることになるが、そこで示す理解力や、文章力・議論力も評価に加える。

4 教材

(1) 基本書

1 年次の行政法講義では指定教科書はないので、各自が選んだ基本書で各回のテーマについて予習・復習すること。

(2) 判例集

演習では1年次指定判例集を用いる。これに収録されていない場合は、各担当教員の指示による。

1 年次行政法講義指定判例集

高木光・稲葉馨(編)『ケースブック行政法(第3版補訂版)』(弘文堂、2008年)

参考判例集

最高裁判所「最高裁判所判例解説(民事編、刑事編)」(法曹会、LLI)

小早川光郎・芝池義一・宇賀克也(編)『行政判例百選I、II(第5版)』(有斐閣、2006年)

(3) 法令集

六法全書や総務省法令データベース(電子政府の総合窓口)

5 授業計画

各回のテーマは以下であるが、取り上げる判例については、開講前にUNIV-IT上で指示する。

第1回テーマ「適正な行政手続と処分の違法」

行政手続法の条文の詳細をここですべて取り上げる余裕はないので、3年次選択科目の「行政手続と法」で扱う。ここでは、1年次の行政法講義でみた「手続の違法が処分の違法にどうかかわるか」についての諸見解を具体的に検討する。

第2回テーマ「行政処分の無効、職権取消・撤回」

行政処分の取消・無効及び撤回の要件や効果について、その違いがあるかを具体的に検討する。

第3回テーマ「裁量処分と司法審査」

行政裁量の内容・範囲や要件、そしてその限界、さらにはその審査方法について、判例を通して具体的に検討する。

第4回 事例演習

第1回から第3回までのテーマについて事例演習を行う。

第5・6回テーマ「抗告訴訟の対象 - 条例、行政処分、通知、行政指導、行政計画」

抗告訴訟の対象となる処分について、具体的な要件法規の解釈から検討する。事案ごとに行政実体法の枠組みを十分理解するため、2回に分けて具体的に検討する。

第7回テーマ「原告適格・訴えの利益」

抗告訴訟の訴訟要件である原告適格及び訴えの利益について、判例を通して具体的に検討する。

第8回テーマ「取消訴訟の本案審理、判決の効力」

取消訴訟の本案審理及び判決の効力を巡る諸問題について、判例を通して具体的に検討する。

第9回 事例演習

第5回から第8回までのテーマについて事例演習を行う。

第10回テーマ「義務付け訴訟、差止訴訟」

義務付け訴訟及び差止訴訟について、判例を通して具体的に検討する。いずれも従来はほとんど認められず、したがって活用されてこなかった救済方法であるが、改正によってどのような場合に活用できるようになるのか、判例を参考に検討する。

第11回テーマ「その他の抗告訴訟、当事者訴訟」

無効確認訴訟、不作為の違法確認訴訟及び当事者訴訟について、判例を通して具体的に検討する。

第12回テーマ「抗告訴訟と仮の救済制度」

抗告訴訟における仮の救済制度について、判例を通して具体的に検討する。改正によって従来認められてこなかった具体的事例が救済されることになるのか、判例を参考に検討する。

第13回 事例演習

第10回から第12回までのテーマについて事例演習を行う。

第14回テーマ「国家賠償法1条」

公務員の違法な職務行為に関わる国家賠償責任の要件や範囲等について、判例を通して具体的に検討する。

第15回テーマ「国家賠償法2条」

営造物の設置または管理の瑕疵に関し、国や地方公共団体が賠償責任を負う要件や内容・範囲等について、判例を通して具体的に検討する。